

会報

国鉄闘争全国運動
国鉄分割・民営化反対！ 1047名解雇撤回！

第41号
2013年10月16日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局
千葉市中央区要町2-8 DC会館内
TEL 043-222-7207
nationwidemovement@yahoo.co.jp

動労千葉鉄建公団訴訟9・25高裁判決

高裁が不当労働行為を認定

国鉄分割・民営化の虚構は崩れ去った

次は解雇撤回！ 11・3へ

田中康宏(動労千葉委員長)

署名運動の力が押し込んだ判決

高裁判決は第一に、一審と同様、「国鉄当局は動労千葉組合員を不利益に取り扱う目的・動機(不当労働行為意思)のもとに、不採用基準を作成し、名簿から組合員を外したことを明確に認定しました。」

これそのものは僕は大きな意味を持っていると思います。「国鉄当局としては、当初は原告らを含む動労千葉所属の組合員を基本的には採用候補者名簿に記載する方針で同名簿の作成準備を進めていたにもかかわらず、改革労協側の姿勢に触発されるなどして、国鉄分割・民営化に反対する姿勢を示していた労働組合に所属する職員を、そのような労働組合に所属していることを理由として、差別して、不利益に取り扱う目的・動機(不当労働行為意思)のもとに本件名簿不記載基準を策定して、原告らに対して、これに従って、JR採用候補者名簿に記載しなかった」

動労千葉鉄建公団訴訟控訴審判決のポイント

- ◇国鉄当局は動労千葉組合員を不利益に取り扱う目的、動機(不当労働行為意思)の下に不採用基準を策定し、名簿から外したことを明確に認定した。
- ◇にもかかわらず、「解雇撤回・JR復帰」を拒否し、500万円の慰謝料のみを命ずる政治的・反動判決。
- ◇その論理は国鉄改革法を護持するためのものであり、それゆえ矛盾に満ちている。この判決が示したものは、国鉄分割・民営化―国鉄改革法の破たん。

最高裁で倍返し！

高石正博(動労千葉争議団長)

国労の裁判では本州の解雇者を全部切り捨てた難波裁判長でさえ不当労働行為を認めざるを得なかった。どうやっても動労千葉の解雇者を切つて捨てる(

認定しました。

考えてみて下さい。あの「白石事件」が起こったり、この判決の直前には最高裁は国労秋田闘争団の小玉さんの解雇撤回について全部棄却する判決を出しています。これは難波に対して「動労千葉の申し立てを全面棄却しろ」という国家の意思だったわけです。

これをね返したのは動労千葉争議団、弁護団の闘いであり、国鉄闘争全国運動をはじめとしたみなさんの不眠不休の闘いです。そうした闘いがなければ、この判決が下りるはずがない。「4・9政治和解」を弾劾して立ち上がったことは本当に正しかったと確信を持ちました。

国鉄改革法の破たんを示す

しかし、それにもかかわらず、「解雇撤回・JR復帰」を否定して500万円の慰謝料のみを

命ずるという極めて政治的な反動判決です。不当労働行為が認定されたときには原職復帰以外にありません。しかしそうならない。その理由は何か。

「採用候補者名簿に記載されることがたまたま同社に採用されることを意味するものではない。だから慰謝料なんだ」と。だが現実には採用候補者名簿に載ったものは全員採用されています。その矛盾を難波裁判長自身も感じているんですよ。「JR各社は採用候補者名簿に記載された国鉄職員を全員採用したが、これは国鉄において本件基準に照らして採用することが不相応であると判断する職員を採用候補者名簿に記載しないとする方針の下に同名簿を作成していたことを前提としたものであり、その前提が違えば全員採用していたとは限らない可能性がある」と言っています。

こういったのを理屈と言いますか？ 国鉄が選別していませんか？

国鉄とJRの共謀 示す証拠から逃亡

もつ一点。難波はこの判決の中で一切逃げたことがありません。僕らが新証拠として突きつ

たらJRが選別していた可能性があるんだということ。国鉄が選別したのは不当労働行為でしょ？ だったらJRが選別しようとするのは不当労働行為じゃないですか。

これを合理化するためになんと言ったか。「目的・動機は不当労働行為」だけ「選別の基準そのものは不当労働行為じゃないんだ」と。労働組合をつぶそうという意思のもとにやったことは不当労働行為だ、だけれどつづられた基準そのものは不当労働行為じゃなかったんだと、言っている判決を出した。どういふことか。JRは新しい会社で「採用の自由」があるから、JRがやれば不当労働行為じゃなかったんだと。だけれどこれじゃおさまらないでしょ？ だからなんと言ったかという

と、「本件不記載がなければ一審原告らがJR東日本に採用されていたはずである」とまでは認められないものの、本件の事実関係の下では、原告らが採用された井手正敬の文書(2000年9月1日の懇談会『国鉄改革前後の労務政策の内幕』、これからは一切逃げました。不採用基準は単に国鉄が作ったわけではなく、井手と葛西がJR設立委員長の斉藤英四郎のところへ足しげく通って、共謀してつくったことが明らかとなりました。「不当労働行為意思」は国鉄がもっていただけ

れた可能性は相当程度にある。だから慰謝料なんだって。これは本当に反動判決です。ここに表れているのは「不当労働行為が否定できなくなった。だけれど国鉄改革法という枠組みだけは必死に護持しなければいけない」という意図です。これは難波裁判長の自己保身だと思えます。難波は白石裁判長が左遷されたことを見ています。白石は「JR東日本に採用されたと言いつつ」と判決を出しました。つまり国鉄改革法の枠を越えてしまった。難波はこの判決で「自分は国鉄改革法だけは絶対に守る」ということを表明しているんですよ。

本当に詭弁と矛盾に満ちた判決です。この判決が示しているものは、国鉄分割・民営化、国鉄改革法の破たんだと思います。闘いが切り開いたものがない。だんだんかということから見ると、争議団、弁護団、国鉄闘争全国運動が全力を尽くして闘い取った大きな成果です。

ではなくJRももっていたことが書かれているわけです。今回の判決のすべてがひっくり返る内容です。ここでひっくり返れば労働運動の歴史は変わります。だから思い切つて闘う。26年間のすべてをかけて最高裁闘争に立ち上がりたと思います。(9月27日の11・3集会第2回実行委員会での発言から)。

今こそ闘う労働組合を全国の職場に！

11・3全国労働者総決起集会

日時 2013年11月3日(日) 正午
場所 東京・日比谷野外音楽堂



日歩いて頑張ってくれた署名運動だということを争議団のみ



カギは現場の闘いと労働者の誇り 全国運動北海道が集会 『署名運動と運転保安で闘おう』

10月6日、札幌市教育文化会館で国鉄闘争全国運動北海道主催の「10・6北海道労働者集会」が行われました。

①今こそ闘う労働組合を全国の職場に！ 国鉄1047名解雇撤回！ JRの業務外注化阻止！ ②安倍政権の改憲・TPP・民営化・解雇自由・非正規職の攻撃を止めろ！ ③反原発・反失業！ 全世界の労働者と団結し「生きさせろ」の大反乱を！ ④低賃金・増税・生活破壊攻撃を打破しよう！ 泊原発再稼働・大間原発を阻止しよう！

——の4つのスローガンを掲げて、30人余が集まり大成功しました。

動労千葉鉄建公団訴訟弁護団の藤田正人さんが「新自由主義下の労働法制改悪とどう闘うか」と題して講演を行いました。「今がどういふ状況か。自民党の『大勝』は支配の危機だ。麻生のナチスの手口発言、放射能海洋汚染の拡大と五輪誘致での安倍の大ウソ、(財政と原発で五輪中止もある)」「労働者攻撃の激化、利益追求の企業と安全闘争の労働組合は矛盾が拡大。新自由主義攻撃は団結破壊が本質だ。所得の再分配をお願いではなくて、労働者が現場で闘う。怖い、怖いと言っているもだめだ」

「9・25判決は反動判決だが採用基準の不当労働行為を認定。現状回復の解雇撤回が原則。いい闘いをやっている。被曝労働拒否のストライキと一体で団結回復の解雇撤回闘争を。反動の牙城——最高裁を署名運動——社会的運動で包囲しよう」

——と、藤田弁護士は刺激的なスピーチを行いました。呼びかけ団体の自交総連道地連の堀川忠委員長は「目先の利益・利便から安全をないがしろにしている鉄道とタクシーの公共輸送の矛盾をみえ追及しよう」と訴えました。

自治体労働者が「4・26自治労ストを総括し、労働組合が息を吹き返した。公務員攻撃と国鉄闘争の一体性を確認し、新自由主義と闘う」と決意を述べました。

福祉労働者は「儲け主義と介護労働の現場の矛盾の深刻さから、労働組合を立ちあげた」と報告。

最後に司会が「11・3労働者集会と10万署名、自分の職場闘争を」と結びました。

署名運動は楽しかった！ やりがいがあった！

動労千葉を支援する会・三浦半島

9・25東京高裁判決を、私たちは横須賀で開かれていた原子力空母母港化弾劾集会でのチラシ配布の途中、全国運動神奈川の仲間からの連絡で知りました。

「新採のころ分割・民営化があった、動労千葉を応援していた」という人、『時間内組合活動』を管理職が締め付ける」と言いつつニコニコと「時間内」に対応してくれる分ななど、驚くほどの好感触に、職場訪問をやっている側が勇気づけられやル気も出てきました。

三浦半島教組を中心に、会員が年休を取って高教組や自治労の職場を数度訪問しました。高校はすぐに反応があり、1047

全面的な民営化を止めようなどの話をするのですが、彼らの危機感私たちが思っている以上にリアルでした。

動労千葉が1047名解雇撤回闘争を継続しながら、何よりも職場で決着をつけるために実際にストで闘っていることは、これまで以上に共感を得、かみ合っている！のです。

今回の署名運動では、会員自身が、労働者にとって「解雇撤回は当たり前」で、労働者は「非正規の現実を怒っている」ことに確信をもち、「国鉄解雇撤回闘争で団結ができる」「労働組合の団結が社会を変える力」という実感をつかんだことがとても大切です。

ある会員は、組合員だけでなく、非組でも現業でも職場の人全員に直接話をして署名を集めました。それまでさまざまな軋があった職場の仲間とも民営化と公務員解雇の危機感で一致

することができ、本当にこの攻撃と闘うことが必要だと誰もが思い始めていたことを実感したと語っています。

6・29判決や解雇撤回闘争の意義を学習することで勢いをつけたラストパートでは、職場だけでなくかつての同僚にあって取り組みを依頼した会員もいます。既成執行部の妨害行為もついに始まりました。しかし頼んだ仲間は、妨害行為があってもあきらめず、その人なりに全力で署名を集めてくれました。

解雇撤回要求は圧倒的な正義！

分割・民営化による解雇を許さず、不当労働行為に対して職場復帰を求めることは圧倒的な

『週刊金曜日』(2013年10月11日付)で動労千葉鉄建公団訴訟についての記事が掲載されました。「白石事件」や井手文書などにも言及しています。一部を紹介しましょう。

内部文書が暴露した「JRに雇用責任なし」のウソ

この3月、東京地裁で労働事件を担当する民事第11部の白石哲裁判長が、競売手続や関連書類の紹介・案内をする都内・目黒区の一民事執行センター(民事第21部)に突然異動となった。

白石裁判長は各部の事務を総括し、最もキャリアの長い裁判官が担当する「部総括判事」だった。これについて元裁判官のある弁護士は、「白石裁判官は民事第21部の筆頭なので形式的には『左遷』とは言えないかもしれないが、政治が絡むような労働部の事件から排除するための人事ではないか」と言う。実際、白石裁判官は昨年6月、きわめて重要な判決を下している。

……(中略)……(白石判決は)原告の解雇撤回とJRへの復帰は認めなかったが、さらに判決は、原告はこの不当労働行為がなければJRに採用されたとし、賃金面で原告をJRに在職したものと扱って扱い、JRに在職を仮定した場合の支払い額と、JRに採用後に解雇者が3年間入られた清算事業団のそれとの差額を「損害」と断定。つまり、原告を採用すべきであった「JR側の法的責任も実質的に認めた」(原告側弁護士)に等しい。

国鉄改革法は第23条で、新会社(JR)への採用が決まる「採用候補者名簿」の作成は国鉄側の専権事項で、採用するJRは関係しない」と規定。1047名にのぼった国鉄職員の解雇撤回・JR復帰を求める裁判でも最高裁は2003年、「JRは不採用の責任を負わない」との判決を確定させた。これが、白石判決で実質上初めて覆った形だった。

だが、その控訴審における9月25日の東京高裁判決で、難波孝一裁判長は「一審と同様に原告の要求は認めないが『採用候補者名簿』策定で不当労働行為があったと認定しながら、国鉄とJRは別法人でJRは『採用の自由』があり、『採用候補者名簿』に仮に原告の名が記載されていても『直ちに同社(JR)に採用されることを意味するものではない』と断定。再び最高裁判決に戻した。

国鉄とJRは一体だった

しかし原告側弁護士が控訴審で提出した証拠の『JR西日本井手正敬会長と語る』と題された内部文書は、最高裁判決の虚構を暴いている。内容は、2000年9月に井手会長(当時)が「分割・民営化」推進の他労組幹部との会談を記録したものだ。

……(中略)……この「葛西」とは、やはり国鉄幹部だったJR東海の葛西敬之会長。つまり国鉄とJR側は別組織のように装いながら、共同して採用基準を策定し、それを基に今回不当労働行為と断定された「採用候補者名簿」が作成されていた。JRに責任はないどころではない。

国鉄の「分割・民営化」以降、労働組合の組織率低下とストライキ件数の減少に拍車がかかり、労働者の解雇や非正規化、権利破壊が一挙に進んだ。この事実を考えれば、改めて国家ぐるみによる不当労働行為の罪の重さが実感できよう。